**●●●●株式会社　組織規程**

**1.　総則**

（目的）

第1条　この組織規程（以下『本規定』と記載）は、●●●●株式会社（以下、『当社』と記載）の経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項及び指揮、命令系統を定め、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

（解釈上の疑義）

第2条　本規定の解釈に疑義を生じたときは、取締役会の審議を経た上で、代表取締役が裁定を行う。

**2.　組織**

（組織）

第3条　当社は、以下の組織単位を置くことができる。

1. 本部
2. 部・室
3. 課

* 「本部」は原則として所属員が1名以上の組織を指し、「部」「室」「課」を下部組織として設置することができる。
* 「部」および「室」は原則として所属員が1名以上の組織を指し、「本部」の下部組織として設置することができ、「課」を下部組織として設置することができる。
* 「課」は原則として所属員が1名以上の組織を指し、「部」および「室」の下部組織として設置することができる。

（組織図）

第4条

　当社の組織は、別紙組織図に定めた通りとする。

（職務分掌）

第5条　各組織単位が分掌する業務は、別紙職務分掌規程に定めた通りとする。

（委員会の設置）

第6条　当社の業務はすべて、原則として各組織単位によって分掌処理が行われる。ただし、職務上の連絡および調整のために開かれる会議は、これに含まない。

また、以下のような場合に限り、委員会が設置されるものとする。

* 代表取締役、または各部門の責任者の責任事項のうち、特に重要である事項につき、諮問が必要な場合
* 全社的に影響を及ぼす事項であり、各部門の協調や統制を必要とする場合
* 特に合議による審査が必要となる事項の場合

（指揮系統の統一）

第7条　当社の組織は業務により系統的に編成する。運営にあたっては、命令または指示の系統を明確にし、業務処理の責任の明確化と生産性の向上を図る。

第7条の1　各組織単位は指揮系統を守ることが義務付けられる。

第7条の2　同一職務に対し、命令または指示を行う監督者は常に1名とする。

（取締役社長）

第8条　取締役社長は取締役会の決定に基づき、当社の代表として業務を統括する。

（取締役）

第9条　取締役は取締役会の決定に基づき、当社の業務全般において代表取締役社長を補佐し、代表取締役社長が委嘱する業務を担当する。

**3.　職位および権限**

（職位構成）

第10条　当社の職位構成は以下の通りとする。

1. 一般職
2. 管理職

第10条の１　当社の管理職位として、以下を置く。

1. 本部長
2. 部長
3. 室長

第10条の2　当社の一般職位として、以下を置く。

1. 課長
2. 係長
3. 主任

（職務及び権限）

第11条　各職位者はそれぞれ所属長の命令及び監督を受けて所管する業務を遂行し、その責任を負う。

第11条の1　職務の遂行に必要な職務権限は、別紙決済権限規程にて定めた通りとする。

**3.　その他**

第12条

本規定の改廃は、取締役会の決議により行う。

**附則**

本規定は20XX年XX月XX日より施行する。

以上